

大分県報

令和二年
第一五三号
十月三十日

（金曜日）

目次

告示	一
青少年に有害な興行の指定	一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）	一
土地改良事業計画の変更認可	三
森林法による地域森林計画の変更及び縦覧	三
解除予定保安林	三
道路区域の変更（二件）	三
道路の供用開始（二件）	四
急傾斜地崩壊危険区域の指定	五
教育委員会告示	五
県指定有形文化財の管理団体の指定	五
警察本部訓令	五
職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正	五
大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程等の一部改正	七
公告	七
県営土地改良事業の工事の完了	七
競争入札参加者の資格に関する公示	八
一般競争入札の実施	九
監査公表	九
監査の結果に関する公表（定期監査）	一〇
正誤	一〇
令和二年二月十四日付け大分県報第八〇号に登載の大分県警察本部訓令第四号（大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程の一部改正）中の訂正	一一

令和二年三月三十一日付け大分県報第九三号に登載の大分県警察本部訓令第二十六号（大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の制定）中の訂正

告示

大分県告示第六百一号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和二年十月三十日

大分県知事 広瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令二・一〇・一九	映画	姉妹事件簿 エッチにまる見え	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	どすけべサラリーマン 肉体遍歴篇	新東宝映画	〃
〃	〃	奥様は18歳 超ときどき保健室	オーピー映画	〃
〃	〃	初夜の前日 他男と寝る花嫁	新東宝映画	〃
〃	〃	暴行魔真珠責め	新東宝映画	〃
〃	〃	人妻の吐息 淫らに愛して	オーピー映画	〃

大分県告示第六百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年十月三十日

大分県知事 広瀬 勝 貞

届出の概要

令和二年十月三十日

大分県報（告示）

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン別府

2 届出者の氏名又は名称及び住所
別府市楠町三百八十二―六 外
株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明
3 変更した事項
広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社ライトオン
代表取締役 川崎 純平
茨城県つくば市小野崎二百六十一―
外四十六者

変更後 株式会社ライトオン
代表取締役 藤原 祐介
茨城県つくば市小野崎二百六十一―
外四十一者

4 変更の年月日
令和二年三月一日外

二 届出年月日
令和二年十月八日

三 関係書類の縦覧
1 縦覧期間

令和二年十月三十日から令和三年三月一日まで

2 縦覧場所
大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他
法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年三月一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年十月三十日
大分県知事 広瀬 貞

一 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン中津

2 届出者の氏名又は名称及び住所
中津市大字島田字持廣百三十四―十七 外
株式会社イズミ
代表取締役社長 山西 泰明

3 変更した事項
広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

4 変更の年月日
令和二年二月二十一日外

二 届出年月日
令和二年十月八日

変更前 株式会社しまむら
代表取締役 北島 常好

変更後 株式会社しまむら
代表取締役 鈴木 誠
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号
外三十七者

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年十月三十日から令和三年三月一日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年三月一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項及び同法第八十四条において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区連合が行う土地改良事業計画の変更を認可した。

令和二年十月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区連合名	事業名	認可年月日
駅前川土地改良区連合	土地改良事業（維持管理計画書）	令二・一〇・一九

大分県告示第六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき、次の森林計画区について地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、その関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画書に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和二年十月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 森林計画区

大分中部地域森林計画区（大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市及び由布市）

大分西部地域森林計画区（日田市、九重町及び玖珠町）

大分北部地域森林計画区（別府市、中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村及び日出町）

大分南部地域森林計画区（佐伯市）

二 縦覧場所

大分県農林水産部林務管理課及び関係振興局農山漁村振興部又は農山村振興部

三 縦覧期間

令和二年十月三十日から同年十一月二十七日まで

大分県告示第六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和二年十月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 解除予定保安林の所在場所
臼杵市大字田尻字広河原四六番一・字山椒原四六七番一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに臼杵市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

大分県報（告示）

令和二年十月三十日

大分県知事

広瀬勝貞

勝貞

道路の種類及び路線名

区間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

県道大分挾間線

大分市大字賀来字馬場二八番二地先から
大分市大字賀来字門田五六番四まで

前

メートル
一八・二
八・四

メートル
四二・二

県道高崎大分線

由布市庄内町野畑字スタノ木二二六六番七から
由布市庄内町野畑字スタノ木二二七三番まで

後

メートル
一九・八
九・四

四二・二

県道田野庄内線

由布市庄内町野畑字スタノ木二二二六六番七から
由布市庄内町野畑字スタノ木二二七五番一地先まで

前

メートル
三一・〇
九・〇

一二七・〇

県道高崎大分線

大分市大字生石字川向四一番七から
大分市生石港町一丁目三番二まで

後

メートル
一七・〇
九・〇

一二七・〇

大分県告示第六百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

大分県知事

広瀬勝貞

勝貞

道路の種類及び路線名

区間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

備考

県道日之影字目線

佐伯市宇目大字南田原字堂ノ脇二一六番七から
佐伯市宇目大字南田原字椎ノ木六六番四まで

後

メートル
一六・五
二・〇

九二・六

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

佐伯市宇目大字南田原字堂ノ脇二一六番七から
佐伯市宇目大字南田原字藤原一五二番二まで

前

メートル
一四・四
八・三

一一一・〇

大分県告示第六百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

大分県知事

広瀬勝貞

勝貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道大分挾間線

大分市大字賀来字馬場二八番二地先から
大分市大字賀来字門田五六番四まで

県道田野庄内線

由布市庄内町野畑字スタノ木二二六六番六から
由布市庄内町野畑字向畑松山二二七五番七まで

令二・一〇・三〇

<p>県道高崎大分線</p> <p>大分市大字生石字川向四一番六から 大分市生石港町一丁目六番二まで</p>		<p>大分県告示第六百十号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和二年十月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和二年十月三十日</p> <p>大分県知事 広 瀬 貞</p>		<p>道路の種類及び路線名</p> <p>供用開始区間</p> <p>供用開始年月日</p>		<p>佐伯市宇目大字南田原字堂ノ脇二一六番七から 佐伯市宇目大字南田原字蔵原一五二番二まで</p> <p>令二・一一・一</p>		<p>大分県告示第六百十一号</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。</p> <p>令和二年十月三十日</p> <p>大分県知事 広 瀬 貞</p>		<p>指定区域の名称</p> <p>市町村</p> <p>大字</p> <p>字</p> <p>地番</p>		<p>石間</p> <p>佐伯市</p> <p>石間浦</p> <p>ミヤノガワ</p> <p>ヒラト</p> <p>二一五番一、二一六番一、二一七番の一部（標柱三番一と四番を結んだ線の北側の部分）、二一八番の一部（標柱三番一と四番を結んだ線の北側の部分）、二一九番、二二〇番の一部（標柱一と二番を結んだ線の南側の部分）、二二二番、二二三番一、二二三番二及び二二四番</p> <p>二八二番の一部（標柱一と二番を結んだ線の南側</p>		<p>大分県教育委員会告示第十五号</p> <p>大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第七条第一項の規定により、県指定有形文化財（建造物）早田国東塔（平成三十一年大分県教育委員会告示第二号）及び県指定有形文化財（彫刻）城山薬師堂四面石仏（平成三十一年大分県教育委員会告示第二号）の管理団体として、豊後高田市を指定する。</p> <p>令和二年十月三十日</p> <p>大分県教育委員会</p>		<p>大分県警察本部訓令第34号</p> <p>職員の特異勤務手当支給規程（昭和54年大分県警察本部訓令第16号）の一部を次のように</p> <p>警察本部 警察学校 警察署</p>		<p>大分県告示（告示・教育委告示・警察本部訓令）</p>	
<p>これらの土地に伴う国有地等無番地の全部</p>		<p>新石間</p> <p>の部分）、二八三番の一部（標柱一と二番を結んだ線の南側の部分）、二九三番の一部（標柱一と二番を結んだ線の南側の部分）、二九四番一、二九五番一、二九六番一、二九七番、二九八番及び二九九番の一部（標柱一と二番を結んだ線の南側の部分）</p> <p>一〇一一番の一部（標柱二番から四番までを順次結んだ線の北側の部分）、一〇二番の一部（標柱二番から四番までを順次結んだ線の北側の部分）、一〇三番から一〇五番まで、一〇六番の一部（標柱二番と三番を結んだ線の西側の部分）、一〇七番の一部（標柱二番と三番を結んだ線の西側の部分）及び一〇八番の一部（標柱一から三番までを順次結んだ線の南側の部分）</p>		<p>コ</p>		<p>○教育委員会告示</p>		<p>○警察本部訓令</p>		<p>五</p>									

改正する。

令和2年10月30日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

第4条第1項を次のように改める。

(支給の方法)

第4条 月額特勤作業に係る特殊勤務手当は、職員が前条第1項の特殊勤務手当支給対象者名簿に登録された次の各号に掲げる作業について、当該各号に定めるところにより算出した額を支給するものとする。

(1) 条例第11条第1項第13号に掲げる作業 給与期間（条例第56条に規定する給与期間をいう。以下同じ。）内において16時間以上、当該作業に従事したときにその全額を支給するものとし、その時間が16時間に満たないときは、手当額に、当該作業に従事した時間を16時間で除して得た数を乗じて得た額を支給するものとする。

(2) 条例第11条第1項第14号に掲げる作業 給与期間から週休日（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和26年大分県条例第35号）第5条並びに第15条第6項及び第7項の規定に基づく週休日をいう。）及び休日等（同条例第3条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいい、同条例第4条第1項の規定により代休日を指定された職員にあつては、当該休日にかわる代休日。以下同じ。）（休日等に勤務を命ぜられた職員にあっては、当該休日等を除く。）を除いた日数の2分の1以上の期間を当該作業に従事したときにその全額を支給するものとし、その期間が2分の1に満たないときは、日割計算により算出した額を支給するものとする。

第4条第2項中「（以下「月額特勤作業」という。）」を削る。

第5条第1項中「当該作業の内容を精査し、従事した日ごとに押印」を「従事した日ごとに当該作業の内容を精査」に改め、同条第2項中「所属長」を「作業確認者」に改める。

別表の13の項中「操縦等」を「操縦」に、同表の14の項中「整備等」を「整備」に、同表の16の項中「平成6年国家公安委員会規則第18号」を「昭和40年国家公安委員会規則第3号」に改める。

第2号様式中 「氏名」印を「氏名」に、「所属長印」を

「作業確認者印」に、「作業確認者」を「号（）」に、「円」を「円」に、「円」を「円」に、「円」を「円」に

に改め、同様式の備考2中「第13号（ロ）」を「第13号」に改め、同様式の備考中5を削る。

第3号様式中「大地域第 号」を「事務連絡」に、「地域課長」を「生活安全全部地域課長」に改める。

第4号様式中「第 号」を「事務連絡」に、「印」を「警備部警備運用課長」に改める。

第5号様式中「大組対第 号」を「事務連絡」に、「組織犯罪対策課長」を「刑事部組織犯罪対策課長」に改める。

第6号様式中 「所属長印」を削り、

⑩	⑩	⑩	⑩	⑩
---	---	---	---	---

を削り、

⑩	⑩	⑩	⑩	⑩
---	---	---	---	---

に改める。

第7号様式中 「所属長印」を削り、

⑩	⑩	⑩	⑩	⑩
---	---	---	---	---

を

に改める。

第8号様式中 「所属長印」を削り、

⑩	⑩	⑩	⑩	⑩
---	---	---	---	---

を削り、

⑩	⑩	⑩	⑩	⑩
---	---	---	---	---

に改める。

附 則

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第35号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程の一部を次のように改正する。

令和2年10月30日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

(大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程の一部改正)

第1条 大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程(平成26年大分県警察本部訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「診断書」の次に「所属長を経由して警務課長に」を加え、同条に次の1項を加える。

4 前項の診断書のうち1通は、職員が第2条第2号に該当する可能性があるか否かを記載した書面に代えることができる。

第10条第2項中「受診命令」を「規定」に改め、「内容」の次に「(前条第4項に規定する診断書に代わる書面の内容を含む。)」を加え、同項第4号中「本部長が指定する医師2名の」を「前条第3項の規定により提出を受けた」に改める。

第14条第2項中「第12条第2項の」を削る。

第16条第1項中「第14条第2項に規定する」を削る。

(大分県警察職員分限取扱規程の一部改正)

第2条 大分県警察職員分限取扱規程(令和2年大分県警察本部訓令第6号)の一部を次のように改正する。

目次中「処分の」を削る。

第1条中「分限の手続」を「分限手続」に改める。

第2条第4号中「、隊長及び室長」を「及び隊長」に改める。

第3条第2項中「又は免職」を「若しくは免職」に改め、「できる場合」の次に「又は法第28条第2項第1号の規定により職員を休職することができる場合」を加え、同条第4項中「第4条」を「第4条第1項」に改め、同条第5項中「第4条」を「第4条第2項」に改める。

第9条中「第2条第7号に規定する」を削る。

第10条第1項中「、受診命令書(第4号様式)(第2条第7号オに該当する職員については、受診指示書(第5号様式))により」を削り、「提出」を「警務課長に提出」に改め、同項後段を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 第2条第7号アからエまでのいずれかに該当する職員 次に掲げる事項に関する具体的な所見

ア 長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によっても職務の遂行に支障がある治癒し難い心身の故障があるか否か

イ アの疾患若しくは故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかか否か

第10条に次の2項を加える。

2 前項に規定する命令は、第2条第7号アからエまでのいずれかに該当する職員にあつては受診命令書(第4号様式)により、同号オに該当する職員にあつては受診指示書(第5号様式)により行うものとする。この場合において、職員が口頭による命令に応ずる場合は、当該命令をもつて書面による命令に代えることができる。

3 第1項の診断書のうち1通は、同項各号に定める事項を記載した書面に代えることができる。

「第4章 分限処分の手続」を「第4章 分限手続」に改める。

第13条第2項第4号中「第4条第1号」を「第4条第1項」に、「に限る」を「に係る部分に限る」に、「本部長が指定する医師2名の」を「第10条第1項の規定により提出を受けた」に改める。

第14条第2項中「処分の」を削る。

第18条第2項中「第16条第3項の」を削る。

第20条第1項中「第18条第2項に規定する」を削る。

第27条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の診断書のうち1通は、第10条第1項第1号に定める事項を記載した書面に代えることができる。

附 則

この訓令は、令和2年10月30日から施行する。

○公 報

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和二年十月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	着手年月日	完了年月日
県営中山間地域総合整備事業 （農道整備） （庄内（大龍・北天津留）地区）	平二一・八・五	平三〇・二・二八

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和二年十月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

県立学校教員用タブレット端末 一式

二 競争入札の参加者資格

1 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(四) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を

除く。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 〇九七（五〇六）二九五六

3 申請の時期

令和二年十月三十日（金曜日）から同年十一月十九日（木曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号）に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合
 (四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を所管入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和2年10月30日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類 県立学校教員用タブレット端末 一式
- (2) 納入期限 令和3年3月31日まで
- (3) 納入場所 大分県知事が指定する場所

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たしている者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
- (3) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約

等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 競争入札参加資格

大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格

(2) 申請の方法

上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、令和2年11月19日（木）までに3の(3)に掲げる部に提出すること。

(3) 競争入札参加資格申請書の入手場所、提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
 電話 097-506-2957

4 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県教育庁教育財務課情報推進班
 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階
 電話 097-506-5465

F A X 097-506-1792

5 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所
 大分県大分市府内町3丁目10番1号
 大分県教育庁教育財務課 図面閲覧室（8階）

(2) 日時
 令和2年10月30日（金）から同年12月9日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

6 入札説明書の交付場所及び日時
 上記5に同じ。

<p>7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日 本 語</p> <p>(2) 通 貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県庁舎別館7階 教育庁教育財務課情報化推進班 〒870-8501 大分市府内町3丁目10番1号</p> <p>(2) 提出期限 令和2年12月10日(木) 13時30分</p> <p>ただし、郵送の場合は令和2年12月7日(月) 午後5時必着で上記4の部局まで提出すること。</p> <p>9 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎別館8階 85会議室 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号</p> <p>(2) 日 時 令和2年12月10日(木) 13時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、直ちにその場所で再度入札を行う。ただし、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項</p> <p>見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>11 契約保証金に関する事項</p> <p>契約総額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国(公団を含む。)又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p>	<p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>13 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>14 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>(3) この調達に係る契約は、大分県国有財産条例(昭和39年大分県条例第28号)の規定により、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後、本契約となる。</p> <p>15 その他</p> <p>(1) この入札は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) Outsourcing name Tablets for prefectural school teachers</p> <p>(2) Time limit for tender 13:30 pm 10 Dec 2020</p> <p>(3) Contact point for the notice Oita Prefectural Board of Education Education Finance Division Oita government building annex 8F, 3-10-1, Funaiichou, Oita City 870-8503 Japan Tel 097-506-5465</p>
<p>○ 監 査 公 報</p>	<p>監査委員公表第661号</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結</p>

果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年10月30日

大分県監査委員 首 藤 博 文
大分県監査委員 長 野 恭 子
大分県監査委員 木 付 親 次
大分県監査委員 原 田 孝 司

第1 監査の概要

1 監査の対象

令和元年度における財務に関する事務の執行

2 監査の実施

知事部局の10地方機関（振興局及び県税事務所）、企業局及び病院局について、令和2年5月25日から同年8月31日までの期間において実施した。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合规性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した12機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり6機関において、11件の注意事項があった。

その他の6機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- 是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの
- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
 - ② 故意又は重大な過失が認められるもの
 - ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
 - ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの
- (2) 注意事項
- 是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められる

もので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項
なし

2 注意事項

監査対象機関

監 査 結 果

(知事部局・総務部)

大分県東部振興局	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
----------	------------------------------------

大分県中部振興局	令和元年度クローズ養殖推進事業費補助金について、実績報告書の提出があった時に間接補助事業者への支払いの確認をせず、事業が完了していないにもかかわらず、額の確定を行っていた事例が認められた。
----------	--

	ETCカードの管理について、カードの交付及び返却の都度、使用簿の記載や押印をしないなど、適正な管理がされていない事例が認められた。
--	---

大分県南部振興局	水質環境調査自動化システム賃貸借契約について、消費税増税に伴う変更契約をしておらず、当該増税分が転嫁されないうまま税率8%で支出している事例が認められた。
----------	---

	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
--	------------------------------------

大分県西部振興局	里のくらし支援事業により、高齢者の温泉施設等への送迎のために購入した車両について、購入後に高齢者支援活動に資する他の用途についても変更承認していたが、当該承認された車両使用とは異なる使用が一部で認められた。
----------	---

	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
--	------------------------------------

大分県北部振興局

	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
--	------------------------------------

(病院局)			
病院局	<p>デスクトップパソコン等一式の購入契約において、契約保証金を納付させるべきところを免除していた事例が認められた。</p> <p>有形固定資産の器械備品について、耐用年数の適用を誤ったために減価償却費の算出が適正に行われていない事例及び処分済みの機器が残存簿価とともに台帳に登録されたままになっている事例等が認められた。</p> <p>口座振替により受領した診療収入等のうち、年度末までに請求額との照合ができなかったものについて、必要な会計処理を行わず、翌年度に処理していた事例が認められた。</p>	<p>令和二年二月十四日付け大分県報第八〇号に記載の大分県警察本部訓令第四号（大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程の一部改正）中の訂正</p>	
<p>3 監査の執行状況</p> <p>各監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。</p>			
監査対象機関	監査実施日		
別府県税事務所	令和二年六月五日、令和二年七月六日		
大分県税事務所	令和二年六月十五日から六月十六日まで、令和二年七月十六日		
日田県税事務所	令和二年六月四日、令和二年八月二十日		
中津県税事務所	令和二年六月四日、令和二年八月三十一日		
大分県東部振興局	令和二年六月一日から六月三日まで、令和二年七月六日		
大分県中部振興局	令和二年六月九日から六月十一日まで、令和二年七月十六日		
大分県南部振興局	令和二年六月一日から六月三日まで、令和二年七月三日		
大分県豊肥振興局	令和二年五月二十五日から五月二十七日まで、令和二年七月二日		
大分県西部振興局	令和二年六月九日から六月十一日まで、令和二年八月二十日		
大分県北部振興局	令和二年六月十六日から六月十八日まで、令和二年八月三十一日		
企業局	令和二年六月二日から六月四日まで、令和二年六月二十九日		
病院局	令和二年六月二日から六月四日まで、令和二年六月三十日		
〇正		誤	
		<p>令和二年三月三十一日付け大分県報第九三号に記載の大分県警察本部訓令第二十六号（大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の制定）中の訂正</p>	
ページ	段	行	誤
一一	下	左から一一	しなければ
			正
			しなければ